

会 議 録

1 会 議 の 名 称	議会運営委員会
2 日 時	令和 8 年 5 月 2 8 日 (木) 午前 9 時 3 0 分 開会 午前 9 時 5 3 分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (8 人)	安藤 玄一 今野 康敏
	山田 昌紀 川添 康大 小沼 富夫
	茅田 巖 舘 大樹 大垣 真一 (議長)
5 欠 席 者	長嶋 一樹
6 委 員 外 議 員	岸 圭介
7 説 明 員 (4 人)	副市長 (大山 剛)
	総務部長 (河原 康二)
	文書法制課長 (天春 祐一)
	文書法制課文書法制係長 (高梨 剛)
8 傍 聴 者	なし
9 事 務 局	局長 次長 係長
10 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 1 6月定例会の運営について

午前9時30分 開会

○副委員長【安藤玄一議員】 おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

委員長欠席のため、私が委員長職を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ここで、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長【大垣真一議員】 皆さん、おはようございます。季節の変わり目ということでぜひ体調に気をつけていただき、6月議会もどうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○副委員長【安藤玄一議員】 ありがとうございます。

それでは、大山副市長に御出席いただいておりますので、御挨拶及び執行者側の説明をお願いいたします。

○副市長【大山剛】 改めまして、おはようございます。よろしくお願い致します。本日は6月3日水曜日に招集いたします伊勢原市議会6月定例会の市長提出議案等のうち、人事案件1件につきまして、私から御説明させていただきます。

恐れ入りますが、これから着座にて説明させていただきます。

それでは、議案書の105ページを御覧いただきたいと思います。

○議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員は、人権擁護委員法第2条の規定によりまして、「国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする」とされております。

委員につきましては、同法第6条第3項の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて推薦した候補者のうちから法務大臣が委嘱することとされておりました、本市域の定数は6人で、また、その任期は同法第9条の規定により3年とされております。

この6人の委員のうち、平成29年10月から3期9年にわたり御活躍をいただいております飯島弘委員の任期が令和8年9月30日をもって満了となりますが、引き続き人権擁護委員候補者として推薦いたしたいので、提案するものでございます。

飯島氏につきましては、広く社会の実情に通じ、人格識見高く、人権に対し深い理解があるとともに、これまで務められた人権擁護委員としての9年間の実績などから、引き続き人権擁護委員として御活躍を期待しております。

以上で、本議会6月定例会に提出いたします人事案件1件についての説明を終了させていただきます。御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副委員長【安藤玄一議員】 ただいま大山副市長から説明がありました内容について質疑等があればお伺いいたします。（「なし」の声あり）

ここで、大山副市長は所用がありますので、退席いたします。

〔副市長（大山剛）退席〕

○副委員長【安藤玄一議員】 それでは、引き続き総務部長から説明をお願いします。

○総務部長【河原康二】 おはようございます。それでは、引き続き私から人事案件以外の議案等につきまして御説明をさせていただきます。

人事案件以外の議案等は、承認議案が２件、条例議案が３件、補正予算議案が１件、その他の議案が１件、報告案件が９件の合計１６件でございます。

初めに、承認２議案につきまして御説明申し上げます。

議案書をお開きいただき、７ページを御覧ください。

○承認第２号 専決処分の承認について（伊勢原市税条例の一部を改正する条例）

地方税法等の一部を改正する法律が令和８年３月３１日に公布され、その改正規定の一部が同年４月１日から施行されることに伴い、緊急に個人市民税、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税に関して所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものです。

８ページに専決処分書、９ページから１４ページに改正条例案、１５ページから５０ページに新旧対照表、５１ページから５５ページに改正要旨を掲載しておりますので、御確認くださるようお願いいたします。

続きまして、５７ページを御覧ください。

○承認第３号 専決処分の承認について（伊勢原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和８年３月３１日に公布され、その改正規定の一部が同年４月１日から施行されることに伴い、緊急に伊勢原市国民健康保険税条例について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものです。

５８ページに専決処分書、５９ページに改正条例案、６０ページから６３ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださるようお願いいたします。

次に、条例３議案につきまして御説明申し上げます。６５ページを御覧ください。

○議案第２８号 伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第９

条第１項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の施行により、外国人に対する生活保護の措置に関する事務が準法定事務とされたことに伴い、本条例で定める個人番号の独自利用事務を整理するため、提案するものです。

６６ページに改正条例案、６７ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

続きまして、６９ページを御覧ください。

○議案第２９号 伊勢原市税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、個人市民税及び固定資産税に関して所要の改正を行う必要が生じたため、提案するものです。

７０ページから７７ページに改正条例案、７８ページから９３ページに新旧対照表、９４ページから９６ページに改正要旨を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

続きまして、９７ページを御覧ください。

○議案第３０号 伊勢原市介護保険条例の一部を改正する条例

令和７年度税制改正における給与所得控除の見直しに伴う介護保険法施行令の一部改正により、令和８年度の市町村民税が課せられている者とみなされる被保険者であって、令和７年中において市町村民税が非課税となる範囲内で就労時間の調整を行った者に係る保険料の減免規定を整備するため、提案するものです。

９８ページに改正条例案、９９ページ、１００ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、補正予算１議案につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、補正予算及び予算説明書をお開きいただき、５ページを御覧ください。

○議案第３１号 令和８年度伊勢原市一般会計補正予算（第１号）

第１条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に１億８２９７万円を追加し、歳入歳出予算の総額を４０３億９９９７万円とするものです。

それでは、歳入歳出予算の補正について歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、２２ページ、２３ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

まず、２款総務費です。自治会振興費追加２１０万円は、新たに採択された一般財団法人自治総合センターの全国自治宝くじの収益金を財源としたコミュニティ助成事業助成金を活用し、つきみ野自治会が行う地域コミュニティ活動に必要な備品の整備を支援するものです。戸籍住民基本台帳管理費追加１３４万２０００円は、法改正に伴い、戸籍の附票に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するに当たり、コンビニ交付システムの改修に必要な経費を追加するものです。

次に、３款民生費です。障害支援区分認定等事務費追加７４９万円は、令和８年６月の報酬改定等の制度改正に伴い、システム改修経費を追加するものです。生活保護運営対策事業費追加４３１４万円及び２４ページ、２５ページにございます生活保護費追加１億２６９６万円は、平成２５年から平成２７年にかけて国が行った生活保護基準額の引下げについて、最高裁で違法と判決されたことに伴

い、対象者へ生活保護費の追加支給を行うに当たり必要となった事務費及び事業費をそれぞれ追加するものです。

次に、４款衛生費です。環境保全対策推進事業費追加１４１万円は、新たに採択された一般財団法人地域活性化センターの地方創生に向けてがんばる地域応援事業助成金を活用し、カーボンニュートラルの意識啓発事業を実施するものです。

次に、８款消防費です。消防団運営費追加５２万８０００円は、新たに採択された国の消防団の力向上モデル事業補助金の活用により、消防団アプリを導入し、災害時の情報共有、指令伝達の効率化や事務負担の軽減を図るものです。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、１８ページ、１９ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

まず、１５款国庫支出金です。生活保護費負担金追加給付計上９５２２万円は、生活保護費追加の財源です。社会保障・税番号制度システム整備費補助金計上１３４万２０００円は、戸籍住民基本台帳管理費追加の財源です。障害者総合支援事業費補助金計上３７４万４０００円は、障害支援区分認定等事務費追加の財源です。生活保護費等追加給付事務体制整備等事業費補助金計上１７７８万４０００円は、生活保護運営対策事業費追加の財源です。消防団の力向上モデル事業補助金計上５２万８０００円は、消防団運営費追加の財源です。

次に、１９款繰入金です。財政調整基金繰入金追加６０８４万２０００円は、今回補正予算により生じる一般財源の不足を調整するものです。

次に、２１款諸収入です。総務費雑入のコミュニティ助成事業助成金追加２１０万円は、自治会振興費追加の財源です。

２０ページ、２１ページを御覧ください。衛生費雑入の地方創生に向けてがんばる地域応援事業助成金計上１４１万円は、環境保全対策推進事業費追加の財源です。

以上が補正予算についての説明です。

次に、その他の議案１議案につきまして御説明いたします。恐れ入りますが、議案書にお戻りいただき、１０１ページを御覧ください。

○議案第３２号 工事請負契約の締結について

令和８年度都市計画道路田中笠窪線整備工事その１の工事請負契約の締結につきまして、伊勢原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものです。

１０２ページに契約内容、１０３ページに工事請負契約締結状況、１０４ページに工事概要を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、報告案件９件につきまして御説明いたします。１０７ページを御覧ください。

○報告第２号 令和７年度伊勢原市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法第２１２条第１項の規定により設定した継続費予算について、地方自治法施行令第１４５条第１項の規定により逡次繰越しをしたので、報告をするものです。

108ページに繰越計算書を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

続きまして、109ページを御覧ください。

○報告第3号 令和7年度伊勢原市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法第213条第1項の規定により繰り越した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

110ページに繰越計算書を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

続きまして、111ページを御覧ください。

○報告第4号 令和7年度伊勢原市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、事故繰越しをした令和7年度伊勢原市一般会計予算について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものです。

112ページに繰越計算書を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

続きまして、113ページを御覧ください。

○報告第5号 令和7年度伊勢原市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法第26条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費について、同条第3項の規定により報告するものです。

114ページから116ページに繰越計算書を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

続きまして、117ページを御覧ください。

○報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

令和8年2月5日に発生した交通事故の損害賠償額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

事故の概要は118ページを御覧ください。保健福祉部職員が要介護認定の調査中、公用車で丁字路を左折しようとしたところ、同車両右側前方部が丁字路の左側から直進してきた相手方車両右側後方に接触し、損傷を与えたものです。本件事故における過失割合は、市側70%、相手方車両修理費に係る本市賠償額は15万2706円で、全額本市加入の保険により補填されます。

続きまして、119ページを御覧ください。

○報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

令和8年1月18日に発生した建物損傷事故の損害賠償額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、報告するものです。

事故の概要は120ページを御覧ください。大田青少年広場利用者のボールと

思われるものがフェンスを越えて隣接する建物に当たり、窓ガラスを破損させたものです。本件事故における過失割合は市側１００％、相手方建物修理費に係る本市賠償額は１万２４３０円で、全額本市加入の保険により補填されます。

続きまして、１２１ページを御覧ください。

○報告第８号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

令和７年１０月１４日に発生した道路の管理の瑕疵による事故の損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、報告するものです。

事故の概要は１２２ページを御覧ください。相手方車両が市道区域を走行中、道路に生じていた段差部分に同車両の前方下部が接触し、損傷を与えたものです。本件事故における過失割合は市側５０％、相手方車両修理費に係る本市賠償額は１５万４２６５円で、全額本市加入保険により補填されます。

続きまして、１２３ページを御覧ください。

○報告第９号 令和８年度伊勢原市土地開発公社の事業計画・予算及び資金計画について

続きまして、１２５ページ。

○報告第１０号 令和８年度一般財団法人伊勢原市事業公社の事業計画及び予算について

２件につきましては、それぞれ地方自治法第２４３条の３第２項の規定により報告するものです。

以上で、市議会６月定例会に提出いたします議案等につきましての説明を終了させていただきます。

なお、追加提出予定議案等といたしまして、伊勢原市土地開発公社等の令和７年度の事業報告及び決算に係る報告案件２件の提出を予定いたしておりますので、あらかじめ御承知おきくださるようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○副委員長【安藤玄一議員】 ありがとうございます。執行者側の議案説明を終了します。

次に、議会側処理事項を議題とし、事務局から内容を説明します。局長。

○議会事務局長【杉山秀久】 それでは、お配りしてございます議会運営委員会・議会側処理事項（５月２８日）を御覧ください。１、請願・陳情の受理状況につきましては陳情が４件提出されております。内容は配付いたしました資料のとおりでございます。

議会側処理事項については以上でございます。

○副委員長【安藤玄一議員】 次に、議案等の委員会付託についてを議題とし、事務局から内容を説明します。局長。

○議会事務局長【杉山秀久】 正副委員長と協議の上、付託表の案を配付してありますので、御覧ください。

先ほど執行者側から説明のありました市長提出議案８件については付託省略、陳情は４件で、陳情第１号及び第４号については総務常任委員会に付託、陳情第

2号及び第3号については教育福祉常任委員会に付託。

以上でございます。

○副委員長【安藤玄一議員】　ただいま説明した内容について、質疑、意見があればお伺いいたします。（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。議案等の委員会付託については、配付した付託表のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副委員長【安藤玄一議員】　御異議ありませんので、付託表のとおり決定いたします。

次に、会期の決定についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【杉山秀久】　会期の決定については、過日原案をお示しし、御了解をいただいておりますので、その内容に基づいて日程案を作成しお配りしてあります。

会期は6月3日から23日までの21日間でございます。

- ・ 6月 3日 本会議 提案説明
- ・ 6月 4日 一般質問通告締切正午
- ・ 6月 9日 本会議 議案審議
- ・ 6月11日 委員会 付託審査
（総務常任委員会 午前9時30分）
（教育福祉常任委員会 午後1時30分）
- ・ 6月17日 本会議 一般質問 1日目
- ・ 6月18日 本会議 一般質問 2日目
- ・ 6月19日 本会議 一般質問 3日目
- ・ 6月23日 本会議 最終日

以上でございます。

○副委員長【安藤玄一議員】　それでは、お諮りいたします。会期の決定については、配付した内容のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副委員長【安藤玄一議員】　御異議ありませんので、配付した内容で6月3日の本会議において、議長からお諮りいたします。

本日予定した案件は以上であります。その他に何か発言があればお伺いいたします。（「なし」の声あり）

それでは、以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

午前 9 時 5 3 分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和 8 年 5 月 2 8 日

議会運営委員会

副委員長 安 藤 玄 一